

岐阜県青少年育成支援協議会 設置要綱

(目的)

第1条 青少年育成支援全般に関する課題の把握と効果的な対応を検討するとともに、青少年育成支援に取り組む関係機関や団体相互の情報共有や連携を促進し、もって青少年の育成支援に資するため、岐阜県青少年育成支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第3条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって決める。副会長は会長が指名する。

(会議)

第4条 協議会は会長が招集する。

2 委員の出席は代理を認める。

3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会に、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループを設置する場合は、会長が委員の中からメンバーを定める。

3 会議は会長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年間とする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、私学振興・青少年課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会の意見を聞いて会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

岐阜県青少年育成支援協議会 設置要綱 別表

分野	団体名	委員
安全・安心な 社会環境の整備	(公財) 岐阜県防犯協会	左記の団体が 推薦する者
	(株) ファミリーマート (一社) 日本フランチャイズチェーン協会CVSセーフティステーション活動推進委員会	
	ネット安全・安心ぎふコンソーシアム	
困難を有する 子ども・若者の支 援	岐阜県青少年SOSセンター	
	岐阜県精神保健福祉センター (ひきこもり・自殺)	
	岐阜県中央子ども相談センター	
	岐阜県若者サポートステーション	
	岐阜県公共職業安定所	
	ぎふ法務少年支援センター(岐阜少年鑑別所)	
	一般社団法人こどもがセンター	
	岐阜県警察少年サポートセンター	
	(一社) よりそいネットワークぎふ	
青少年の自立支援	岐阜県インターンシップ推進協議会	
	(公社) 岐阜県栄養士会	
	(公財) 岐阜県教育文化財団	
	(公財) 岐阜県国際交流センター	
	岐阜県小中学校長会	
	(特非) 岐阜県青年のつどい協議会	
	(公財) 岐阜県スポーツ協会	
	岐阜市中央青少年会館 (社会・青少年教育課)	
	「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会	
	特定非営利活動法人教育・地域交流機構 自然育児 森のわらべ多治見園	
家庭・地域社会で の青少年健全育成	ガールスカウト岐阜県連盟	
	(一財) 岐阜県子ども会育成連合会	
	岐阜県少年少女合唱連盟	
	岐阜県スポーツ少年団	
	(公社) 岐阜県青少年育成県民会議	
	岐阜県青少年育成推進指導員連絡協議会	
	岐阜県PTA連合会	
	日本ボーイスカウト岐阜県連盟	